

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正」の一部訂正に係る新旧対照表

(平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 21 号 厚生労働省医政局長通知)

最終改正: 令和 2 年 10 月 30 日医政発 1030 第 1 号

(令和 4 年 4 月 1 日より適用。2 年課程、2 年課程(定時制)、2 年課程(通信制)においては令和 5 年 4 月 1 日より適用。下線部は訂正部分。)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(略)</p> <p>第 1～4 (略)</p> <p>第 5 教員等に関する事項</p> <p>5 その他の教員</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 看護師養成所における基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について相当の学識経験を有する者が<u>行うこと</u>が望ましいこと。</p> <p>第 6 教育に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護師養成所 2 年課程(通信制)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに 3 事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに 2 日及び面接授業を教育内容ごとに 3 日をもって構成すること。</p> | <p>(略)</p> <p>第 1～4 (略)</p> <p>第 5 教員等に関する事項</p> <p>5 その他の教員</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 看護師養成所における基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について相当の学識経験を有する者が<u>行われること</u>が望ましいこと。</p> <p>第六 教育に関する事項</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 単位制</p> <p>(略)</p> <p>(1) 単位の計算方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 看護師養成所 2 年課程(通信制)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 臨地実習</p> <p>臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに 3 事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに 2 日及び面接授業を教育内容ごとに 3 日をもって構成すること。</p> |

ただし、成人看護学、老年看護学については、教育内容ごとの構成としなくても差し支えない。

(2) 単位等の認定

ア (略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表3及び3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表3備考2及び別表3の2備考3にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2

(2) 単位等の認定

ア (略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・歯科衛生士
- ・診療放射線技師
- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第四〇条第二号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省

| | |
|--|---|
| <p>号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3、別表3の2及び別表4に定める基礎分野の履修に替えることができること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 2年課程(通信制)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)臨地実習</p> <p>臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>病院見学実習を行う実習施設については、成人看護学と老年看護学とで1施設以上、成人看護学と老年看護学を除いた教育内容ごとに1施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 実習施設等に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 准看護師養成所</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)実習施設は、次の条件を具備していること。</p> <p>ア (略)</p> | <p>働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三、別表三の二及び別表四に定める基礎分野の履修に替えることができること。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 2年課程(通信制)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)臨地実習</p> <p>臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>病院見学実習を行う実習施設については、専門領域ごとに1施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第七 (略)</p> <p>第八 実習施設等に関する事項</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 准看護師養成所</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)実習施設は、次の条件を具備していること。</p> <p>ア (略)</p> |
|--|---|

イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

ウ、エ(略)

(3)、(4)略

第9 (略)

イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

ウ、エ(略)

(3)、(4)略

第九 (略)

新

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

| 教育内容 | | 単位数 | 留意点 |
|--------|---------------------------|------|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | } 14 | (略) |
| | 小計 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 | } 16 | (略) |
| | 健康支援と社会保障制度 | | |
| | 小計 | 22 | |

旧

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

| 教育内容 | | 単位数 | 留意点 |
|--------|---------------------------|------|-----|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 | } 14 | (略) |
| | 小計 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 | } 16 | (略) |
| | 健康支援と社会保障制度 | | |
| | 小計 | 22 | |

| | | | |
|----------|----------|----|--|
| 専門分野 | 基礎看護学 | 11 | (略) |
| | 地域・在宅看護論 | 6 | |
| | 成人看護学 | 6 | |
| | 老年看護学 | 4 | |
| | 小児看護学 | 4 | |
| | 母性看護学 | 4 | |
| | 精神看護学 | 4 | |
| | 看護の統合と実践 | 4 | <p>チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。</p> <p>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</p> <p>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>災害看護の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。</p> <p>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。</p> |
| | 臨地実習 | 23 | (略) |
| | 基礎看護学 | 3 | |
| | 地域・在宅看護論 | 2 | |
| | 成人看護学 | 4 | |
| 老年看護学 | 2 | | |
| 小児看護学 | 2 | | |
| 母性看護学 | 2 | | |
| 精神看護学 | 2 | | |
| 看護の統合と実践 | 2 | | |
| 小計 | 66 | | |
| 総計 | 102 | | |

| | | | |
|----------|----------|----|--|
| 専門分野 | 基礎看護学 | 11 | (略) |
| | 地域・在宅看護論 | 6 | |
| | 成人看護学 | 6 | |
| | 老年看護学 | 4 | |
| | 小児看護学 | 4 | |
| | 母性看護学 | 4 | |
| | 精神看護学 | 4 | |
| | 看護の統合と実践 | 4 | <p>チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。</p> <p>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</p> <p>看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。</p> <p>医療安全の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>災害の基礎的知識を含む内容とする。</p> <p>諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。</p> <p>看護技術の総合的な評価を行う内容とする。</p> |
| | 臨地実習 | 23 | (略) |
| | 基礎看護学 | 3 | |
| | 地域・在宅看護論 | 2 | |
| | 成人看護学 | 4 | |
| 老年看護学 | 2 | | |
| 小児看護学 | 2 | | |
| 母性看護学 | 2 | | |
| 精神看護学 | 2 | | |
| 看護の統合と実践 | 2 | | |
| 小計 | 66 | | |
| 総計 | 102 | | |

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

| 教育内容 | 2年課程 2年課程 (定時制) | 2年課程(通信制) | 留意点 |
|---|-----------------------|-----------|-----|
| | 通信学習 | | |
| | 単位数 | 単位数 | |
| 専門分野 科学的思考の 基盤 人間と生活・ 社会の理解 | } | } | (略) |
| 8 | | | |
| 小計 | 8 | 8 | |
| 専門基礎分野 人体の構造と 機能 疾病の成り立 ちと回復の促 進 | } | } | (略) |
| 10 | | | |
| 健康支援と社 会保障制度 | 4 | 4 | |
| 小計 | 14 | 14 | |

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
- 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
- 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
- 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
- 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
- 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
- 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

| 教育内容 | 2年課程 2年課程 (定時制) | 2年課程(通信制) | 留意点 |
|---|-----------------------|-----------|-----|
| | 通信学習 | | |
| | 単位数 | 単位数 | |
| 専門分野 科学的思考の 基盤 人間と生活・ 社会の理解 | } | } | (略) |
| 8 | | | |
| 小計 | 8 | 8 | |
| 専門基礎分野 人体の構造と 機能 疾病の成り立 ちと回復の促 進 | } | } | (略) |
| 10 | | | |
| 健康支援と社 会保障制度 | 4 | 4 | |
| 小計 | 14 | 14 | |

| | | | | | | | | | |
|------|----------|--------|--------------|--|------|----------|--------------|----|--|
| 専門分野 | 基礎看護学 | 6 | 6 | (略) | 専門分野 | 基礎看護学 | 6 | 6 | (略) |
| | 地域・在宅看護論 | 5 | 5 | | | 地域・在宅看護論 | 5 | 5 | |
| | 成人看護学 | 3 | 3 | | | 成人看護学 | 3 | 3 | |
| | 老年看護学 | 3 | 3 | | | 老年看護学 | 3 | 3 | |
| | 小児看護学 | 3 | 3 | | | 小児看護学 | 3 | 3 | |
| | 母性看護学 | 3 | 3 | | | 母性看護学 | 3 | 3 | |
| | 精神看護学 | 3 | 3 | | | 精神看護学 | 3 | 3 | |
| | 看護の統合と実践 | 4 | 4 | チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 <u>災害看護</u> の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。 | | 看護の統合と実践 | 4 | 4 | チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 <u>災害</u> の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。 |
| | 小計 | 30 | 30 | | | 小計 | 30 | 30 | |
| | 臨地実習 | | | (略) | | 臨地実習 | | | (略) |
| | | 紙上事例演習 | 病院見学実習及び面接授業 | | | 紙上事例演習 | 病院見学実習及び面接授業 | | |
| | | 単位数 | 単位数 | | | 単位数 | 単位数 | | |

| | | | | |
|----------|----|----|---|-----|
| 基礎看護学 | 2 | 1 | 1 | (略) |
| 地域・在宅看護論 | 2 | 1 | 1 | |
| 成人看護学 | 4 | 2 | 2 | |
| 老年看護学 | | | | |
| 小児看護学 | | | | |
| 母性看護額 | 2 | 1 | 1 | |
| 精神看護学 | 2 | 1 | 1 | |
| 看護の統合と実践 | 2 | 1 | 1 | |
| 小計 | 16 | 8 | 8 | |
| 総計 | 68 | 68 | | |

備考 2年課程(通信制)における第6-5-(3)で示す対面による授業については以下の内容を含む教育を行うこと。

①論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容

②フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容

③健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

| | | | | |
|----------|----|----|---|-----|
| 基礎看護学 | 2 | 1 | 1 | (略) |
| 地域・在宅看護論 | 2 | 1 | 1 | |
| 成人看護学 | 4 | 2 | 2 | |
| 老年看護学 | | | | |
| 小児看護学 | | | | |
| 母性看護額 | 2 | 1 | 1 | |
| 精神看護学 | 2 | 1 | 1 | |
| 看護の統合と実践 | 2 | 1 | 1 | |
| 小計 | 16 | 8 | 8 | |
| 総計 | 68 | 68 | | |

(新設)

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
- 2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
- 4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
- 5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

| 教育内容 | | 時間数 | 留意点 | |
|--------|---------------------|-----|--|---|
| 基礎分野 | 論理的思考の基盤 | 35 | (略) | |
| | 人間と生活・社会 | 35 | | |
| | 小計 | 70 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の仕組みと働き | 105 | (略) 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。 | |
| | 栄養 | 35 | | |
| | 薬理 | 70 | | |
| | 疾病の成り立ち | 105 | | |
| | 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 | 35 | | |
| 小計 | 350 | | | |
| 専門分野 | 基礎看護 | 385 | 看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。 | |
| | 看護概論 | 70 | | 患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。 |
| | 基礎看護技術 | 245 | | 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。 |

| 教育内容 | | 時間数 | 留意点 | |
|--------|---------------------|-----|---|---|
| 基礎分野 | 論理的思考の基盤 | 35 | (略) | |
| | 人間と生活・社会 | 35 | | |
| | 小計 | 70 | | |
| 専門基礎分野 | 人体の仕組みと働き | 105 | (略) 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。 | |
| | 栄養 | 35 | | |
| | 薬理 | 70 | | |
| | 疾病の成り立ち | 105 | | |
| | 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 | 35 | | |
| 小計 | 350 | | | |
| 専門分野 | 基礎看護 | 385 | 看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。 | |
| | 看護概論 | 70 | | 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。 |
| | 基礎看護技術 | 245 | | 根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。 |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 臨床看護概論 | 70 | 患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。 |
| 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 | 210 70 70 | (略) |
| 小計 | 735 | |
| 臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 | 735 210 385 70 70 | (略) |
| 小計 | 735 | |
| 総計 | 1,890 | |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 臨床看護概論 | 70 | 患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。 |
| 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 | 210 70 70 | (略) |
| 小計 | 735 | |
| 臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 | 735 210 385 70 70 | (略) |
| 小計 | 735 | |
| 総計 | 1,890 | |

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

| 品目 | 数量 |
|--------------------|----------|
| ベッド (略) | (略) |
| 実習用モデル人形 | |
| 看護実習モデル人形 | 2 |
| 注射訓練モデル | 適当数 |
| 救急蘇生人形 | 適当数 |
| 経管栄養訓練モデル | 適当数 |
| 吸引訓練モデル | 適当数 |
| 導尿訓練モデル | 適当数 |
| 浣腸訓練モデル | 適当数 |
| 沐浴用人形 | 2 |
| 静脈採血注射モデル | 適当数 |
| 看護用具等 (略) | (略) |
| 処置用具等 (略) | (略) |
| 機能訓練用具 (略) | (略) |
| リネン類(各種) | |
| 模型 (略) | (略) |
| 視聴覚教材 (略) | (略) |
| その他 (略) | (略) |
| 図書 | |
| 基礎分野に関する図書 | 500冊以上 |
| 専門基礎分野及び専門分野に関する図書 | 1,000冊以上 |
| 学術雑誌 | 10種類以上 |

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

| 品目 | 数量 |
|--------------------|----------|
| ベッド (略) | (略) |
| 実習用モデル人形 | |
| 看護実習モデル人形 | 2 |
| 注射訓練モデル | 適当数 |
| 救急蘇生人形 | 適当数 |
| 経管栄養訓練モデル | 適当数 |
| 吸引訓練モデル | 適当数 |
| 導尿訓練モデル | 適当数 |
| 浣腸訓練モデル | 適当数 |
| 沐浴用人形 | 2 |
| 動脈採血注射モデル | 適当数 |
| 看護用具等 (略) | (略) |
| 処置用具等 (略) | (略) |
| 機能訓練用具 (略) | (略) |
| リネン類(各種) | |
| 模型 (略) | (略) |
| 視聴覚教材 (略) | (略) |
| その他 (略) | (略) |
| 図書 | |
| 専門科目に関する図書 | 500冊以上 |
| 専門基礎科目及び専門科目に関する図書 | 1,000冊以上 |
| 学術雑誌 | 10種類以上 |

別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

- 「個人／家族」: 個人や家族を対象とした卒業時の到達度
- 「地域(集団／組織)」: 集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)組織(自治体、事業所、学校等)を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度
- 卒業時の到達度レベル
 - I : 少しの助言で自立して実施できる
 - II : 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)
 - III : 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる)
 - IV : 知識として分かる
- ※ 保健師の技術は広範囲であり、別表 11 の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

| 実践能力 | 卒業時の到達目標 | | | | 到達度 | |
|--------------------|--|--------------|-----|--|-------|-----------|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 個人/家族 | 地域(集団/組織) |
| I～IV(略) | | | | | | |
| V.専門的自律と継続的な質の向上能力 | 5.保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる | N.倫理的課題に対応する | 68 | 地域における弱い立場にある(支援を求めない/求めることができない)人々の尊厳と人権を擁護する | I | |
| | | | 69 | 集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する | II | |
| | | | 70 | 保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う | II | |
| | | | 71 | 地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う | I | |
| | | | 72 | 地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う | I | |

別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

- 「個人／家族」: 個人や家族を対象とした卒業時の到達度
- 「地域(集団／組織)」: 集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)組織(自治体、事業所、学校等)を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度
- 卒業時の到達度レベル
 - I : 少しの助言で自立して実施できる
 - II : 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)
 - III : 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる)
 - IV : 知識として分かる
- ※ 保健師の技術は広範囲であり、別表 11 の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

| 実践能力 | 卒業時の到達目標 | | | | 到達度 | |
|--------------------|--|--------------|-----|--|-------|-----------|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 個人/家族 | 地域(集団/組織) |
| I～IV(略) | | | | | | |
| V.専門的自律と継続的な質の向上能力 | 5.保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる | N.倫理的課題に対応する | 68 | 地域における弱い立場にある(支援を求めない/求めることができない)人々の尊厳と人権を擁護する | I | |
| | | | 69 | 集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する | II | |
| | | | 70 | 保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う | II | |
| | | | 71 | 地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う | I | |
| | | | 72 | 地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う | I | |

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------|----|--|---|--|--|-----------------|----|--|---|
| | | O.研究の成果を活用する | 73 | 保健師活動に研究の成果を活用する | Ⅲ | | | O.研究の成果を活用する | 73 | 保健師活動に研究の成果を活用する | Ⅲ |
| | | | 74 | 経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う | Ⅲ | | | | 74 | 経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う | Ⅲ |
| | | P.継続的に学ぶ | 75 | 社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ | I | | | P.継続的に学ぶ | 75 | 社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ | I |
| | | | 76 | 組織としての人材育成方を理解・活用する | Ⅳ | | | | 76 | 組織としての人材育成方を理解・活用する | Ⅳ |
| | | Q.保健師としての責任を果たす | 77 | 保健師として活動していくための自己の課題を明確にする | I | | | Q.保健師としての責任を果たす | 77 | 保健師として活動していくための自己の課題を明確にする | I |

別表 12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

| 実践能力 | 卒業時の到達目標 | | | |
|-----------------------|-------------|------------------------|---------------------|---|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| I. 助産における倫理的課題に対応する能力 | 1. 母子の命の尊重 | 1 | 母子両者に関わる倫理的課題 に対応する | |
| II. マタニティケア能力 | 2. 認識の診断とケア | A. 妊婦と加速の健康状態に関する診断とケア | 2 | 妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する |
| | | | 3 | 妊娠週数及び分べん予定日を推定する |
| | | | 4 | 妊娠経過を診断する |
| | | | 5 | 身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う。 |
| | | | 6 | 妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う |
| | | | 7 | 妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う |
| | | | 8 | ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する |
| | | | 9 | 夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する |
| | | C. ハイリスク妊婦への支援 | 10 | ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う |
| | | III、IV(略) | | |

別表 12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

| 実践能力 | 卒業時の到達目標 | | | |
|-----------------------|-------------|------------------------|--------------------|---|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | |
| I. 助産における倫理的課題に対応する能力 | 1. 母子の命の尊重 | 1 | 母子両者に関わる倫理的課題に対応する | |
| II. マタニティケア能力 | 2. 認識の診断とケア | A. 妊婦と加速の健康状態に関する診断とケア | 2 | 妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する |
| | | | 3 | 妊娠週数及び分べん予定日を推定する |
| | | | 4 | 妊娠経過を診断する |
| | | | 5 | 身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う。 |
| | | | 6 | 妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う |
| | | | 7 | 妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う |
| | | | 8 | ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する |
| | | | 9 | 夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する |
| | | C. ハイリスク妊婦への支援 | 10 | ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う |
| | | III、IV(略) | | |

別表 12-2 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

<演習>

I :モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II :モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

<実習>

I :単独で実施できる

II :指導の下で実施できる

III :実施が困難な場合は見学する

| 項目 | 技術の種類 | | 卒業時の到達度 | |
|--------------|-------------|-----------------|---------|----|
| 1、2(略) | | | | |
| 3.分べん介助に係る手技 | 10 | 分娩野の作成 | I | I |
| | 11 | 肛門保護 | I | I |
| | 12 | 会陰保護 | I | I |
| | 13 | 最小周囲径での児頭娩出 | I | I |
| | 14 | 肩甲娩出 | I | I |
| | 15 | 骨盤誘導線に沿った体幹の娩出 | I | I |
| | 16 | 臍帯巻絡の確認 | I | I |
| | 17 | 臍帯結紮及び切断 | I | I |
| | 18 | 新生児の自発呼吸の確認及び蘇生 | I | II |
| | 19 | 適切な方法での胎盤娩出 | I | I |
| | 20 | 胎盤の確認 | I | I |
| | 21 | 軟産道の状態の確認 | I | II |
| | 22 | 子宮収縮状態の確認 | I | I |
| | 23 | 出血の状態の確認 | I | II |
| 24 | 児及び胎児付属物の計測 | I | II | |
| 25 | 分べんに係る記録の記載 | I | II | |
| 4.(略) | | | | |

別表 12-2 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

<演習>

I :モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II :モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

<実習>

I :単独で実施できる

II :指導の下で実施できる

III :実施が困難な場合は見学する

| 項目 | 技術の種類 | | 卒業時の到達度 | |
|--------------|-------------|-----------------|---------|----|
| 1、2(略) | | | | |
| 3.分べん介助に係る手技 | 10 | 分娩野の作成 | I | I |
| | 11 | 肛門保護 | I | I |
| | 12 | 会陰保護 | I | I |
| | 13 | 最小周囲径での児頭娩出 | I | I |
| | 14 | 肩甲娩出 | I | I |
| | 15 | 骨盤誘導線に沿った体幹の娩出 | I | I |
| | 16 | 臍帯巻絡の確認 | I | I |
| | 17 | 臍帯結紮及び切断 | I | I |
| | 18 | 新生児の自発呼吸の確認及び蘇生 | I | II |
| | 19 | 適切な方法での胎盤娩出 | I | I |
| | 20 | 胎盤の確認 | I | I |
| | 21 | 軟産道の状態の確認 | I | II |
| | 22 | 子宮収縮状態の確認 | I | I |
| | 23 | 出血の状態の確認 | I | II |
| 24 | 児及び胎児付属物の計測 | I | II | |
| 25 | 分べんに係る記録の記載 | I | II | |
| 4.(略) | | | | |